

答 申

第1 審査会の結論

山形県知事は、本審査請求の対象となった個人情報のうち、別表1に掲げる部分を除き開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人 ○○ ○○ 氏（以下「請求人」という。）は、令和4年9月30日、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、実施機関である山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、以下の情報に係る個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

ア ○○病院医療保護入院の診断の内容に係る個人情報

イ 6か月の定期報告に係る個人情報

ウ 請求人の○○病院及び○○病院への入院に係る精神医療審査会議事録の個人情報

2 実施機関は、(1)「請求人に関する○○病院医療保護入院者の入院届及び添付資料」（以下「本件文書(1)」という。）、(2)「請求人に関する措置入院者定期病状報告書（令和4年2月21日、令和4年8月17日）」（以下「本件文書(2)」という。）、(3)「請求人に関する精神医療審査会（合議体）議事録（令和3年5月18日、令和3年11月30日、令和4年3月22日）」（以下「本件文書(3)」という。）を特定し、その全部を不開示とする旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、別表2のとおり「開示をしない理由」を付して、令和4年10月14日付け精保第156号個人情報不開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）により、請求人に通知した。

3 請求人は本件処分を不服として、令和4年11月30日に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査庁である山形県知事（以下「審査庁」という。）に対し審査請求を行った。

4 実施機関は、令和5年5月1日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以

下「審査会」という。) に対して、審査請求に係る諮問を行った。

第3 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取り消し、開示をしない部分の情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人の生活を精神保健指定医によって隔離、拘束等されたことについて、当該指定医の責任であり、単なる事務手続の支障で開示しないことは許されない。医師名、診断書及び議事録を開示すべきである。
- (2) 事務手続の支障で開示されないことにより、当該指定医がなぜその判断を行ったのか分からない。精神病院という牢獄のようなところに人を入れたのであるから、詳細に説明されなければならない。軽々しく決定すべきことではないため、責任ある回答をするべきである。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出された弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書(1)について

医療保護入院者の入院届には、指定医の診察に基づいた、病名及び現在の症状、生活歴及び現病歴、任意入院が行われる状態にないと判定した理由が記載されており、医師による請求人への評価や判断が含まれる情報であり、開示されることとなると、今後、医師が医学的知見をもとに正確な入院届を作成することに躊躇する可能性があり、当該事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。

また、当該資料が開示されることにより、医師が医学的知見に基づいた正確な入院届の作成を躊躇することになれば、当該医療保護入院者についてその入

院の必要があるかどうかについて審査する山形県精神医療審査会の事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、入院届及び添付資料を公開することは、診断した医師、診察立会者、同行者、記録者の氏名等を含めて開示することとなり、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

(2) 本件文書(2)について

措置入院者定期病状報告書（以下「報告書」という。）には、指定医の診察に基づいた、病名及び過去6月間の病状又は状態像の経過、現在の症状、生活歴及び現病歴、今後の治療方針が記載されており、医師による請求人への評価や判断が含まれる情報であることから、開示されることとなると、今後、医師が医学的知見をもとに正確な報告書を作成することに躊躇する可能性があり、当該事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。

また、当該資料が開示されることにより、医師が医学的知見に基づいた正確な報告書の作成を躊躇することになれば、当該措置入院者についてその入院の必要があるかどうかについて審査する山形県精神医療審査会の事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。さらに、報告書を公開することは、診断した医師の氏名を含めて開示することとなり、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) 本件文書(3)について

山形県精神医療審査会運営規則では、精神医療審査会の審査は非公開、審査のための資料及び議事録は開示しないこととしており、これは、議事録等を開示することもありうるとなると、今後委員の率直な意見交換が差し控えられ、入院継続が適当かどうかについて十分な審査が行われなくなる可能性があり、精神医療審査会事務の適正な実施に影響を及ぼすおそれがある。

また、当該審査会の議事録を公開することは、当該審査会の委員の氏名及び印影を含めて開示することになり、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

(4) 以上のことより、開示しないこととすることが相当なものである。

第5 当審査会の判断

1 関係条文について

(1) 条例第12条第1項第2号の規定について

条例第12条第1項第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

を不開示事由として規定しており、同号ただし書きにおいて、「ロ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示することにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。）」に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

「山形県個人情報保護条例の趣旨及び解釈」(平成13年3月21日付け総第752号総務部長通知。以下「条例の趣旨及び解釈」という。)によれば、ここでいう「個人の権利利益を害するおそれ」とは、法令等又は社会通念に照らして当該個人の権利利益が損なわれることをいうが、その「おそれ」があるかどうかは、当該個人情報の内容等を勘案して個別具体的に判断することになるものである。

また、同号ただし書きロの規定は、公務員の情報も個人に関する情報ではあるが、職、氏名及び職務遂行の内容に関する情報については、行政の説明責任の観点から開示する範囲を拡大する取扱いとするものである。

(2) 条例第12条第1項第4号の規定について

条例第12条第1項第4号本文は、「診療、指導、選考、相談その他の個人に関する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示事由として、規定している。

条例の趣旨及び解釈によれば、ここでいう「当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、次のような情報をいうとされている。

ア 開示することにより、今後反復・継続して本人に対して行われる診療、指導等に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 開示することにより、今後の本人に対する診療、指導等に影響はないが、今後反復・継続して行われる本人以外の者に対する診療、指導等に支障を及ぼすおそれがあるもの

ウ 開示することにより、当該事務・事業を実施する目的が失われるおそれがあるもの

エ 開示することにより、関係当事者間の信頼関係を損なうおそれがあるもの

オ その他開示することにより、当該事務・事業又は将来の事務・事業の適

正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

(3) 条例第12条第1項第7号の規定について

条例第12条第1項第7号は、「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とすると規定し、「次に掲げる」ものとして、監査、検査に係る事務、契約、交渉に係る事務、調査研究に係る事務、人事管理に係る事務などを規定している。事務・事業の性質によっては、開示することにより、当該事務・事業の適正な実施に支障が生じるおそれがあるため、これを防止する趣旨である。

ここでいう「適正な実施に支障を及ぼすおそれ」とは、情報を開示する利益と県の事務・事業の適正な遂行を確保する利益との比較衡量により開示・不開示がなされる趣旨であり、したがって、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

2 不開示情報該当性の検討について

当審査会において、本件文書に記載された個人情報インカメラ審理により確認し、不開示情報該当性の検討を行った。

(1) 本件文書(1)について

本件文書(1)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき医療保護入院の措置を採った精神科病院の管理者が都道府県知事に届け出る入院届及びその添付資料であり、添付資料は、入院診療計画書(医事)、事前調査及び移送記録票、移送に関する診察記録票により構成されている。

ア 医療保護入院者の入院届

(ア) 医療保護入院は、法第33条第1項の規定により、指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要があるものであって当該精神障害者のために任意入院が行われる状態になると判定されたものについて、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくても、入院させることができる制度である。

医療保護入院者の入院届は、法第33条第7項の規定に基づき、医療保護入院の措置を採った精神科病院の管理者が都道府県知事に届け出

なければならないものである。

- (イ) 入院先病院の「所在地」、「病院名」、「管理者名」、「医療保護入院者（氏名、生年月日、住所）」、「家族等の同意により入院した年月日」、「今回の入院年月日」、「入院形態」、「第34条による移送の有無」及び「初回から前回までの入院回数」

これらの項目に記載された情報については、すべて当該医療保護入院に係る客観的事実であると認められる。また、管理者名は当該病院のホームページにて公表され、一般に入手可能な情報であると認められる。

よって、いずれの情報についても不開示とすべき理由は認められない。

- (ウ) 「同意した家族等（氏名、続柄、生年月日、住所、本人との関係）」
当該医療保護入院については、〇〇長が同意しているものである。

この点、法第33条第3項の規定により、「精神科病院の管理者は、第1項第1号に掲げる者について、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる」と規定されている。

本件において、請求人に家族等がないことから法律の規定に基づき〇〇長が同意しているところ、家族等がないことは請求人に係る客観的事実であり、また、〇〇長が医療保護入院の必要を認めて同意することは、行政機関による公務の遂行であると認められる。

よって、不開示とすべき理由は認められない。

- (エ) 枠外に記載された記号番号

枠外に記載された記号番号について、実施機関に確認したところ、山形県精神医療審査会（以下「精神医療審査会」という。）のために付された管理番号であるとのことである。

精神医療審査会は、医療の提供および人権の擁護の観点から入院継続の適否等の審査を行う機関として、法第12条の規定により都道府県に設置が義務付けられており、法第38条の3第2項の規定による定期の報告又は医療保護入院の届出に係る入院の必要に関する審査及び法第38条の5第2項の規定による退院等の請求に係る審査を行っている。

当該記号番号について、個別の案件を示すものであるものの、あくまで管理番号に過ぎず、開示することにより特定の案件を識別することができるものではないことから、精神医療審査会関係事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、不開示とすべき理由は認められない。

(オ) 以上より、アの文書に記載された情報について、いずれも不開示とすべき理由は認められない。

イ 入院診療計画書（医事）

(ア) 入院診療計画書は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の4第1項の規定に基づき、患者を入院させたときに作成し、当該患者又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならないものである。

(イ) また、本件入院診療計画書については、「本人」として請求人の署名があることから、請求人に交付されているものと推察される。

よって、当該文書は法律の規定に基づき請求人に交付された文書であり、記載された情報のすべてについて請求人は知ることができたものと認められるため、不開示とすべき理由は認められない。

ウ 事前調査及び移送記録票

(ア) 事前調査及び移送記録票は、都道府県知事が法第34条各号の規定に基づき医療保護入院等のための移送に係る事前調査を行う必要があると判断した場合に、「精神障害者の移送に関する事務処理基準について」の別紙「精神障害者の移送に関する事務処理基準（平成12年3月31日付け障第243号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知。以下「基準」という。）」に基づき、事前調査を行ったとき及び移送を行ったときに作成するものである。

(イ) 「発病時までの経過概要」（別紙）、「現在の症状又は調査時の状況」（別紙）、「主治医の意見」及び「事前調査職員の意見」

これらの項目には、基準第2の3(4)により、主治医の意見や実施機関の職員が対象者を調査した内容及び法第34条の規定に基づく移送を行う必要があるか否かに係る判断が記載されている。

これらは個人に関する評価又は判断を伴う事務に関する情報であり、開示を前提にすると、主治医や実施機関の職員が本人の感情や反応を考慮してその意見等を正確に記載することを躊躇し、内容を簡略化するなど、当該記載が形骸化することが予想される。したがって、これらの情報を開示することにより、医療保護入院等のための移送に係る事前調査及び判断に係る事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第12条第1項第4号に規定する不開示情報に該当する。

(ウ) 決裁欄、「調査担当者」の印影、調査職員氏名（署名）、「診察立会い

者の氏名及び本人との続柄」の氏名、「同行者」の氏名及び「記録者」の氏名（署名）

これらは、医療保護入院等のための移送に係る事務に従事する実施機関及び本人所在市町村の職員の氏名に係る情報である。

この点、移送に至った事実及び経過は一般に本人の意に反している可能性を否定できない。そうすると、仮に本人の意に沿わない措置であった場合には、当該移送に関わった職員の氏名に係る情報を開示することにより、一連の措置に対して不満を持つ被調査者及び被移送者が当該職員に記載内容の真偽や詳細等を確認するために、当該職員の事務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定され、医療保護入院関係事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第12条第1項第7号に規定する不開示情報に該当する。

- (エ) 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の氏名（署名）及び所属名
前記(ウ)と同様に、移送が仮に本人の意に沿わないものであった場合には、指定医に係る情報を開示することにより、診察結果に不満を持つ被調査者及び被移送者が当該指定医に記載内容の真偽や詳細等を確認するために、当該指定医の事務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定されることから、医療保護入院関係事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第12条第1項第7号に規定する不開示情報に該当する。

- (オ) 調査職員、「診察立会い者の氏名及び本人との続柄」、「同行者」及び「記録者」の所属及び職名

担当職員の所属名については、対象者の住所地から対応する保健所及び市町村が明らかであると認められる。また、職名を開示することで直ちに医療保護入院関係事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、いずれの情報についても不開示とすべき理由は認められない。

- (カ) 「調査年月日」、「医療保護入院のための診察が必要と考えられる者」（氏名、生年月日、住所、職業）、「調査対象者の所在地」、「入院・在宅の別」、「生活保護法 医療扶助手続きの有無」、「本人の同意」、「事前調査の総合判定」、「移送形態」、「移送開始及び終了」、「診察開始及び終了」、「診察場所」、「指定医の診断結果」、「移送に関する告知」、「搬送の概要」、「移送先の病院」及び「行動制限の有無」

これらの項目に記載された情報について、前記(1)ア(ウ)と同様に、当該医療保護入院及び事前調査に係る客観的事実であると認められる。また、事前調査の総合判定及び指定医の診察結果については、当該医療保護入院に至る前提となる事実であると認められる。

よって、いずれの情報についても不開示とすべき理由は認められない。

(キ) 「相談者」、「家族等の同意の有無」及び「同意をした家族等の申告事項」

当該移送については、〇〇長が同意しているものである。

この点、法第34条第2項は、「都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第33条第3項の規定による入院をさせるため第33条の7第1項に規定する精神科病院に移送することができる」と規定している。

本件において、請求人に家族等がないことから法律の規定に基づき〇〇長が同意しているところ、前記ア(ウ)と同様に、家族等がないことは請求人に係る客観的事実であり、また、〇〇長が移送の必要を認めて同意することは、行政機関による公務の遂行であると認められる。

よって、不開示とすべき理由は認められない。

(ク) 主治医の氏名及び連絡先等

請求人のかかりつけ医の情報が記載されているところ、当該情報は請求人に係る客観的事実であると認められることから、不開示とすべき理由は認められない。

(ケ) 以上より、実施機関が(イ)から(エ)までに記載した情報を不開示と判断したことは結論において妥当である。しかしながら、(オ)から(ク)までに記載した情報について不開示とすべき理由は認められない。

エ 移送に関する診察記録票

(ア) 移送に関する診察記録票は、基準第2の5(6)に基づき、移送の手続において、指定医が法第34条第4項に規定する行動の制限を行うことが必要であると判断したときに作成するものである。

(イ) 「病名」、「生活歴及び現病歴」、「現在の状態又は状態像」、「判定理由」及び「移送の手続における行動の制限(症状)」

これらの項目には、基準第2の5(5)により指定医が行った移送の手続に必要な診察の内容が記載されている。

これらは個人に関する評価又は判断を伴う事務に関する情報であり、

開示を前提にすると、指定医が本人の感情や反応を考慮してその所見等を正確に記録することを躊躇し、内容を簡略化するなど、当該記載が形骸化することが予想される。したがって、これらの情報を開示することにより、法第34条の規定に基づく移送に係る事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第12条第1項第4号に規定する不開示情報に該当する。

(ウ) 「精神保健指定医氏名（署名）」

前記ウ(エ)に記載したとおり、移送が仮に本人の意に沿わないものであった場合には、指定医に係る情報を開示することにより、診察結果に不満を持つ被調査者及び被移送者が当該指定医に記載内容の真偽や詳細等を確認するために、当該指定医の事務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定されることから、医療保護入院関係事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第12条第1項第7号に規定する不開示情報に該当する。

(エ) 対象者の氏名及び生年月日、「緊急性の判定」、「本人の同意」、「判定結果」及び「移送の手續における行動の制限（行動制限の有無、開始日時、告知）」

これらの項目に記載された情報は、前記ア(ウ)と同様に、当該移送に係る客観的事実であると認められ、また、緊急性の判定及び判定結果について、当該医療保護入院に至るまでの前提となる事実であると認められる。

よって、いずれの情報についても不開示とすべき理由は認められない。

(オ) 「陳述者氏名」

「保健所職員」とのみ記載されており、それ以外の情報は記載されていない。この点、保健所職員が医療保護入院関係事務に従事することは明らかであるため、当該情報を開示することにより個人が識別されず、かつ、医療保護入院関係事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、不開示とすべき理由は認められない。

(カ) 以上より、実施機関が(イ)及び(ウ)に記載した情報を不開示と判断したことは結論において妥当である。しかしながら、(エ)及び(オ)に記載した情報について不開示とすべき理由は認められない。

(2) 本件文書(2)について

ア 本件文書(2)は、請求人が〇〇病院に措置入院中であった令和4年2月21日及び令和4年8月17日に当該病院の管理者から山形県知事に報告された、措置入院者定期病状報告書である。

措置入院は、法第29条第1項の規定により、申請等に基づき行われる指定医による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときに、入院させることができる制度である。

措置入院者定期病状報告書は、法第38条の2第1項の規定により、措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者が定期に作成し、都道府県知事に報告しなければならないとされているものである。

イ 「病名」、「生活歴及び現病歴」、「過去6か月間（措置入院後3か月の場合は3か月間）の治療の内容とその結果」、「今後の治療方針（再発防止への対応含む）」、「処置、監護及び指導の現状」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状」、「その他の重要な症状」、「問題行動等」及び「現在の状態像」
これらの項目には、指定医が行った診断の内容が記載されている。

これらは個人に関する評価又は判断を伴う事務に関する情報であり、開示を前提にすると、指定医が本人の感情や反応を考慮してその所見等を正確に記録することを躊躇し、内容を簡略化するなど、当該記載が形骸化することが予想される。したがって、これらの情報を開示することにより、措置入院者定期病状報告関係事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第12条第1項第4号に規定する不開示情報に該当する。

ウ 「診断した精神保健指定医氏名（署名）」

前記(1)ウ(エ)と同様に、措置入院に至った事実及び経過は一般に本人の意に反している可能性を否定できない。そうすると、仮に本人の意に沿わない措置であった場合には、当該指定医に係る情報を開示することにより、診察結果に不満を持つ被調査者及び被移送者が当該指定医に記載内容の真偽や詳細等を確認するために、当該指定医の事務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定されることから、措置入院関係事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第12条第1項第7号に規定する不開示情報に該当する。

エ 「病院名」、「所在地」、「管理者名」、「措置入院者（氏名、生年月日、住所）」、「措置年月日」、「今回の入院年月日」、「入院形態」、「前回の定期報

告年月日」、「初回入院期間」、「前回入院期間」、「初回から前回までの入院回数」、「過去6か月間（措置入院後3か月の場合は過去3か月間）の仮退院の実績」及び「本報告に係る診察年月日」

これらの項目に記載された情報は、前記(1)ア(ウ)と同様に、当該措置入院及び定期病状報告に係る客観的事実であると認められる。また、管理者名は当該病院のホームページにて公表され、一般に入手可能な情報と認められる。

よって、いずれの情報についても不開示とすべき理由は認められない。

オ 「陳述者氏名」

前記(1)エ(オ)に記載したとおり、当該情報を開示することにより個人が識別されず、かつ、措置入院関係事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、不開示とすべき理由は認められない。

カ 枠外に記載された記号番号

枠外に記載された記号番号について、実施機関に確認したところ、前記(1)ア(エ)と同様、精神医療審査会のために付された管理番号であるとのことである。

したがって、前記(1)ア(エ)に記載したとおり、当該記号番号を開示することにより特定の案件を識別することができるものではないことから、精神医療審査会関係事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、不開示とすべき理由は認められない。

キ 以上より、実施機関がイ及びウに記載した情報を不開示と判断したことは結論において妥当である。しかしながら、エからキまでに記載した情報について不開示とすべき理由は認められない。

(3) 本件文書(3)について

ア 本件文書(3)は、請求人が〇〇病院及び〇〇病院に対して行った退院請求について、その入院の必要性を審査した令和3年5月18日、同年11月30日及び令和4年3月22日の山形県精神医療審査会（以下「精神医療審査会」という。）の議事録である。

イ 精神医療審査会の委員は、法第13条の規定により、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命し、法第14条の規定により、その指名する委員5人をもって構成する合議体において、審査の案件を取り扱うことが定められている。

ウ 委員の氏名（署名）及び訂正印影

実施機関によると、精神医療審査会の委員は、患者の意思によらない入院や行動制限の必要性という患者の人権保護に直接関係する極めて重い審査及び判断を行っており、そのため、氏名が非公開とされている。

この点、措置入院に至った事実及び経過は一般に本人の意に反している可能性を否定できない。そうすると、仮に本人の意に沿わない措置であった場合には、当該委員の氏名に係る情報を開示することにより、当該措置を受けた本人が、退院等の請求に関する審査内容の真偽や詳細等を確認するために、当該委員の事務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定されることから、精神医療審査会関係事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第12条第1項第7号に規定する不開示情報に該当する。

エ 審査忌避事案に係る記号番号

山形県精神医療審査会運営規則により、合議体を構成する委員は、審査対象者が入院している精神科病院の管理者又は当該精神科病院に勤務している等の場合、その審査に加わることができないとされており、本件文書(3)の末尾に審議忌避に係る委員の氏名及び記号番号が記載されている。

当該記号番号と前記(1)ア(エ)及び(2)カに記載の記号番号とを突合し、これが合致する場合、当該委員が所属する医療機関を把握することが可能となるため、当該記号番号は委員個人を識別し得る情報であると認められる。したがって、前記ウに記載の委員の氏名と同様に、開示することにより、精神医療審査会関係事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第12条第1項第7号に規定する不開示情報に該当する。

オ 開催日時、開催場所

これらの情報はいずれも当該精神医療審査会に係る客観的事実である。

よって、不開示とすべき理由は認められない。

カ 審査件数及び審査結果件数

審査件数及び審査結果件数について、当該精神医療審査会における取扱内容に係る情報であるものの、当該情報のみでは個別の審査案件を識別することができず、また、当該情報を開示することにより、精神医療審査会関係事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、これらの情報について不開示とすべき理由は認められない。

キ 以上より、実施機関がウ及びエに記載した情報について不開示と判断した

ことは結論において妥当である。しかしながら、才及びカに記載した情報について不開示とすべき理由は認められない。

(4) 上記より、不開示が妥当とされた部分以外の情報については、不開示とすべき理由は認められないことから、開示することが妥当である。

3 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 付言

1 個人情報の開示について

個人情報の開示について、条例第12条第1項柱書は、「実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれているときを除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。」と規定している。これは、原則開示の義務があることを明確にするとともに、例外的に不開示とされる場合を規定したものである。また、同条第3項は、「開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、第1項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者に対し、不開示情報を除いた個人情報を開示しなければならない。」と規定している。

本件処分において、実施機関により、本件文書に記載されたすべての個人情報について不開示情報に該当すると判断されているところ、前記第5に記載した内容及び後述の理由付記の点から、実施機関は、不開示情報の該当性を個別に検討することなく、漫然と判断したことが窺われる。実施機関においては、上記の趣旨を踏まえ、請求対象である各個人情報について、不開示情報該当性及びその分離の可否を慎重に検討したうえで、決定されたい。

2 理由付記について

本件処分は申請に対する処分に該当するため、山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）第2章が適用され、同条例第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定している。

この理由付記の制度は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣

旨から設けられたものと解されている。また、どの程度の理由を提示すべきかについては、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであるとされている。

本件処分において、別表2のとおり開示をしない理由が記載されているところ、個別の不開示情報との対応関係が示されておらず、いずれの情報がいかなる理由で不開示となるのか不明瞭な記載となっている。実施機関においては、請求人に不服申立ての便宜を与える趣旨から、請求対象となる個人情報のうち、不開示情報に該当するものを個別に示して、その理由を記載されたい。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年5月1日	審査庁から諮問を受けた。
令和7年6月2日 (第96回審査会)	事案の審議を行った。
令和7年7月10日 (第97回審査会)	事案の審議を行った。
令和7年9月1日 (第98回審査会)	事案の審議を行った。
令和7年10月9日 (第99回審査会)	事案の審議を行った。
令和7年11月11日 (第100回審査会)	事案の審議を行った。
令和7年12月22日 (第101回審査会)	事案の審議を行った。
令和8年2月4日 (第102回審査会)	事案の審議を行った。
令和8年3月17日 (第104回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部教授	会長職務代理者
今 野 佳世子	社会保険労務士	委員
大 類 由 美	行政書士	委員
薬 丸 有希子	弁護士	委員

別表 1

本件文書	不開示情報
(1) ア 医療保護入院者の入院届	—
(1) イ 入院診療計画書（医事）	—
(1) ウ 事前調査及び移送記録票	決裁欄、調査担当者の印影、調査職員・診察立会 い者・同行者・記録者の氏名（署名）、主治医の 意見、事前調査職員の意見、指定医の氏名（署名） 及び所属、別紙（発病時までの経過概要、現在の 症状又は調査時の状況）
(1) エ 移送に関する診察記録票	病名、生活歴及び現病歴、現在の状態又は状態 像、判定理由、移送の手続きにおける行動の制限 （症状）、精神保健指定医氏名（署名）
(2) 措置入院者定期病状報告書 （令和 4 年 2 月 2 1 日） （令和 4 年 8 月 1 7 日）	病名、生活歴及び現病歴、過去 6 か月間（措置入 院後 3 か月の場合は過去 3 か月間）の治療の内 容とその結果、今後の治療方針、処置、監護及び 指導の現状、重大な問題行動、現在の精神症状、 その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態 像、診断した精神保健指定医氏名（署名）
(3) 山形県精神医療審査会（合 議体）議事録 （令和 3 年 5 月 1 8 日） （令和 3 年 1 1 月 3 0 日） （令和 4 年 3 月 2 2 日）	出席委員氏名（署名）、訂正印影、審査忌避委 員氏名及び記号番号

別表 2

本件文書	開示をしない理由
<p>(1) ○○病院 医療保 護入院者の入院届 及び添付資料</p>	<p>①請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例第12条第1項第2号該当)</p> <p>②生活歴及び現病歴、判定理由、発病時までの経過概要、事前調査職員の意見やそれをもとにした入院の適否の評価等を伴う事務に関する情報であって、開示することにより今後の同種の事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第12条第1項第4号該当)</p> <p>③県が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第12条第1項第7号該当)</p>
<p>(2) 措置入院者定期 病状報告書 (令和4年2月21 日、令和4年8月1 7日)</p>	<p>①請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例第12条第1項第2号該当)</p> <p>②生活歴及び現病歴、過去6か月間の治療の内容とその結果、今後の治療方針やそれをもとにした入院の適否の評価等を伴う事務に関する情報であって、開示することにより今後の同種の事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第12条第1項第4号該当)</p> <p>③県が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第12条第1項第7号該当)</p>
<p>(3) 精神医療審査会 (合議体) 議事録 (令和3年5月1 8日、令和3年11 月30日、令和4年 3月22日)</p>	<p>①請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例第12条第1項第2号該当)</p> <p>②県が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第12条第1項第7号該当)</p>